

# 「飛騨・美濃すぐれもの」認定要綱

## (趣 旨)

第1条 意欲ある者が生産、製造又は加工を行う優良な県産品を「飛騨・美濃すぐれもの」に認定し、県産品の看板商品として普及啓発及び百貨店催事等消費者と直結した販売戦略等に活用することにより、岐阜県ならびに県産品の認知度とイメージの向上を図る。

## (定 義)

第2条 この要綱において、「県産品」とは、県内に事業所を有する者が生産、製造又は加工の全部又は一部を行ったもので最終消費者が使う商品をいう。

## (認定審査会の設置)

第3条 知事は、認定の審査等を行うため、「飛騨・美濃すぐれもの」認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

## (申請者資格)

第4条 「飛騨・美濃すぐれもの」の認定の申請をすることができる者は、農業、林業、畜産業、漁業又は製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される団体で、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 岐阜県内の生産者又は岐阜県内に事業所を有する者
- (2) 選定の対象となる県産品の生産、製造又は加工の全部又は一部を行う者
- (3) 過去3年に、社会的に信頼を失うような法令違反または事故がない者
- (4) 岐阜県が定める「暴排措置に係る照会手続き等に関する要綱」第3条に該当しない者

## (対象商品)

第5条 「飛騨・美濃すぐれもの」の認定対象とする県産品は、申請時の事業年度を除く過去3年間に商品の生産、製造又は販売の実績があり、ブランド力のある商品として、消費者と直結した販売戦略等に基づき全国に向けて販売促進していくことに対応でき、岐阜県のイメージアップに活用できるものとする。

## (認定基準)

第6条 「飛騨・美濃すぐれもの」の認定基準は、別表に定めるとおりとする。

## (認定の申請)

第7条 知事は、期間を定めて「飛騨・美濃すぐれもの」を募集するものとする。

2 「飛騨・美濃すぐれもの」の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「飛騨・美濃すぐれもの」認定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を知事に提出するものとする。

## (審 査)

第8条 知事は、前条第2項の申請があったときは、第4条及び第5条に規定する要件を満たすものについて、第6条に規定する認定基準に関する審査を審査会に付託するものとする。

2 審査会は、前項による付託があったときは、申請書類その他必要な事項について認定審査を行い、その結果を知事に報告するものとする。

3 申請者は、審査が円滑に行われるように協力するものとする。

## (認 定)

第9条 知事は、審査会の認定審査で認定要件に適合すると認められたときは当該県産品を「飛騨・美濃すぐれもの」に認定し、当該申請者に対して「飛騨・美濃すぐれもの」認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 知事は、審査会の認定審査で認定要件に適合しないと認められたときは当該県産品を「飛騨・美濃すぐれもの」に認定しないものとし、当該申請者に対して「飛騨・美濃すぐれもの」認定審査結果通知書（様式第2号の2）により通知するものとする。

(表 示)

第10条 「飛驒・美濃すぐれもの」の認定を受けた県産品の生産、製造又は加工の全部又は一部を行う者(以下「認定事業者」という。)は、「飛驒・美濃すぐれもの」の認定を受けた県産品(以下「認定商品」という。)に、別に定める「飛驒・美濃すぐれもの」のマークを表示しなければならない。ただし、商品の形態によりマークを表示できない場合にはこの限りでない。なお、表示に要する経費は認定事業者の負担とする。

2 認定事業者は、自社のホームページやパンフレットその他各種広報媒体において、認定商品の紹介等を行う場合には、認定商品である旨を表示しなければならない。

(変更の届出)

第11条 認定事業者は、第7条第2項で提出した申請書に記載した内容に変更が生じたときは、「飛驒・美濃すぐれもの」認定内容変更届(様式第3号)によりすみやかに知事に届出するものとする。なお、変更が生じることが明らかである場合には、変更が生じる日の前に届出を行うことができる。

(認定の有効期間)

第12条 「飛驒・美濃すぐれもの」の認定有効期間は、認定した日の属する年度から起算して、3年目の年度の3月31日までとする。

(有効期間の更新)

第13条 認定事業者は、前条の規定による有効期間満了後においても引き続き認定を受けようとするときは、改めて申請を行い審査を受けるものとする。

2 前項の申請を行った認定商品の審査期間中は、認定有効期間とみなす。

(認定の辞退)

第14条 認定事業者は、「飛驒・美濃すぐれもの」認定辞退届(様式第4号)により、認定の辞退を申出ることができる。

(認定の取消し)

第15条 知事は、認定事業者又は認定商品が、認定要件に適合しなくなったと認められるとき、又は認定制度に対する信用を損失させる行為があったと認められるときは、認定の取消し、若しくは改善のための必要な指導を行うことができるものとする。

(事業実績状況の報告等)

第16条 認定事業者は、毎年度終了後1月以内に、前年度における認定商品の販売実績等について「飛驒・美濃すぐれもの」実績状況報告書(様式第5号)により知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項にかかわらず、必要に応じ、認定商品の販売状況等について調査することができる。

(事故等の報告)

第17条 認定商品の生産、加工、製造、販売、流通等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者がその責任を負うものとする。なお、当該事故等の内容については、「飛驒・美濃すぐれもの」事故等報告書(様式第6号)により、すみやかに知事に報告しなければならない。

(補 足)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月30日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成22年7月27日から施行する。
- 5 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

- 7 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度認定に係る申請から適用する。
- 9 この要綱は、平成27年1月1日から施行し、平成27年度認定に係る申請から適用する。
- 10 この要綱は、平成28年3月1日から施行し、平成28年度認定に係る申請から適用する。

## 別表

## 「飛騨・美濃すぐれもの」認定基準

認 定 基 準	項 目
(1) 商品の情報発信に積極的で商品及び岐阜県のブランド力向上に意欲がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者や取引先等に対するPR宣伝、広報活動に積極的であること</li> <li>・岐阜県の認知度及びイメージの向上につながる取組みを行っていること</li> <li>・ホームページで情報発信を行っていること</li> </ul>
(2) 消費者等に対し、誠実で責任のある対応が迅速かつ的確にできる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者からの苦情・要望・問合せ等に対応できる体制、危機管理体制があること</li> <li>・商品の供給時期等の情報を的確に提供できる体制があること</li> </ul>
(3) 商品に岐阜県の自然、歴史、伝統、文化的背景や地域とのつながりがあり、岐阜県及び地域のイメージと結びつける物語性がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品に岐阜県の自然、歴史、伝統、文化的背景や地域とのつながりがあること</li> <li>・岐阜県及び地域のイメージと結びつける物語性があること</li> <li>・生産(製造)技術、原材料にこだわりがあること</li> </ul>
(4) 商品に独自性及び優位性がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食味、機能、デザイン等が優れていること</li> <li>・独自の技術、技法により生産(製造)されていること</li> <li>・類似商品との差異性があること</li> <li>・商品の認知度があること</li> </ul>
(5) 高い品質を維持・向上するための技術的取組みや体制整備がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質な商品を出荷するための取組みがあること</li> <li>・生産技術や市場の動向等に関する調査、研究等を行っていること</li> <li>・品質の高さ等を裏付ける客観的な事実があること</li> </ul>
(6) 将来にわたり持続的な生産又は製造が可能であり、安定供給が可能である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した量の商品を供給することが可能で、消費者が容易に入手できること</li> <li>・技術を継承するための取組みを行っていること</li> </ul>
(7) 消費者の安心感・信頼感を確保する取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理、法令・社内規定違反等の発生を防止する体制が整っており、消費者の信頼性を確保する取組みがあること</li> <li>・安全・安心取組認証の取得、または取得した原材料の使用、環境に配慮した原材料の使用、製造方法等があること</li> <li>・トレーサビリティ・システムの導入、原材料や生産(製造)過程の情報開示があること</li> </ul>

## 「飛騨・美濃すぐれもの」認定申請書

岐阜県知事 様

申請者 住 所

(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏 名

印

(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)

「飛騨・美濃すぐれもの」認定要綱第7条第2項の規定により、下記について「飛騨・美濃すぐれもの」の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

### 記

1 商品名

2 添付書類

- ・「飛騨・美濃すぐれもの」認定申請調書

## 「飛騨・美濃すぐれもの」認定申請調書

### ＜申請者の概要＞

法人・団体の名称			
法人・団体の住所	※主たる事務所の所在地を記入 〒		
生産・製造を行う事業所の所在地	※農林水産物はほ場地域又はほ場所在地を記入（複数ある場合も記入） 〒		
(代表者)職・氏名		(担当者)職・氏名	
電話番号	— —	FAX番号	— —
Eメールアドレス			
ホームページアドレス			
創業年月日	年 月 日	法人設立年月日	年 月 日
経営方針			
信 頼 性	◇法人（個人事業主）として過去3年における法令違反 【有の場合その内容】		有 ・ 無
	◇法人（個人事業主）として過去3年における重大な事故 【有の場合その内容】		有 ・ 無
	◇法人（個人事業主）として岐阜県が定める 「暴排措置に係る照会手続き等に関する要綱」第3条に該当しない		はい ・ いいえ

### ＜申請商品の概要＞

商 品 の 概 要	商 品 名			
	小売価格（税込）	円	発売開始時期	年
	数量（内容量）		賞味期限 （消費期限）	
	キャッチコピー			
	特徴及び概要 （外観、食味、機能）			

認定基準との適合性	(1) 商品の情報発信に積極的で商品及び岐阜県のブランド力向上に意欲があるか
	◇消費者や取引先等に対しての広報宣伝の取組み
	◇岐阜県の認知度及びイメージの向上につながる取組み
認定基準との適合性	◇ホームページを活用した情報発信の取組み
	(2) 消費者等に対し、誠実で責任のある対応が迅速かつ的確にできるか
	◇消費者からの苦情・要望・問合せ等に対応できる体制 ・担当者の設置 有 ・ 無 ・クレーム発生時の対応（対応マニュアル等） 有 ・ 無 【発生時の対応】
認定基準との適合性	◇商品の供給時期等の情報を的確に提供できる体制
	(3) 商品に岐阜県の自然、歴史、伝統、文化的背景や地域とのつながりがあり、岐阜県及び地域のイメージと結びつける物語性があるか
認定基準との適合性	◇自然、歴史、伝統、文化的背景や地域とのつながり、岐阜県及び地域のイメージと結びつける物語性
	◇主たる原材料の原産地
	◇原材料のこだわり（岐阜県の原材料の積極的活用、活用PR等）

認定基準との適合性	(4) 商品に独自性及び優位性があるか
	◇デザイン、ネーミング、ラベル、パッケージ、食味、機能等のセールスポイント
	◇生産（製造）技術、伝統技術の特徴（独自の技術）
	◇類似商品との差異性等
認定基準との適合性	◇商品の認知度を裏付ける客観的事実（マスメディア等の実績等）
	(5) 高い品質を維持・向上するための技術的取組みや体制整備がなされているか
	◇高品質な商品を出荷するための取組み（品質管理基準・出荷規格等）
	◇生産技術や市場の動向等に関する調査、研究等の取組み（消費者ニーズの把握、消費拡大の取組み）
適合性	◇品質の高さ等を裏付ける客観的事実（知的財産権の取得（出願）状況、各種受賞、表彰歴等）



(6) 将来にわたり持続的な生産又は製造が可能であり、安定供給が可能であるか					
販売時期	※いずれか1つにレ印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 通年供給可 <input type="checkbox"/> 季節供給 (      月～      月)				
生産体制	従事者数                      人		出荷可能な数量		／日
生産・販売実績	1年前	生産量		販売額	万円
	2年前	生産量		販売額	万円
	3年前	生産量		販売額	万円
認定基準との適合性	◇商品の主な販売先（購入できるところ）				
	(県内)			(県外)	
◇商品の取引実績等					
◇生産、製造量の安定（拡大）に向けた取組み					
◇技術を継承するための取組み（研修、後継者育成等）					

認定基準との適合性	(7) 消費者の安心感・信頼感を確保する取組みがなされているか
	◇衛生管理、法令・社内規定違反等の発生を防止する体制、消費者の信頼性を確保する取組み
	◇安全・安心取組認証の取得、又は取得した原材料の使用、環境に配慮した原材料の使用、製造方法等
	◇トレーサビリティ・システムの導入（原材料の調達、生産・製造・流通の過程が遡及できる体制）、原材料や生産（製造）過程の情報開示等
	◇賞味（消費）期限の科学的根拠（食品の場合）

\*記載欄が不足する場合は別様に記載してください。

<添付資料>

- 商品の写真を3枚以上（正面・上部・側面 ※鮮明な画質のもの）画像ファイルで送付（メール又はCD等に保存）してください。提出いただいた写真は返却できませんのでご了承ください。
- 商品パンフレット等がある場合は、一式添付してください。
- 食品については、食品表示に関する全てのパッケージやラベルシールの現物又はコピーを添付してください。
- 各種認証等受けている場合は、その内容がわかる書類を添付してください。

\* 商品ラベル貼付欄

## 「飛騨・美濃すぐれもの」認定通知書

申請者 様

岐阜県知事 ⑩

平成 年 月 日付で申請のあった「飛騨・美濃すぐれもの」認定について審査した結果、下記のとおり認定することとしましたので通知します。

### 記

- 1 商品名
- 2 認定番号 第 号
- 3 有効期限
- 4 住 所  
(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)  
  
氏 名  
(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)
- 5 認定理由

## 「飛騨・美濃すぐれもの」認定審査結果通知書

申請者 様

岐阜県知事 ㊟

平成 年 月 日付で申請のあった「飛騨・美濃すぐれもの」認定について審査した結果、下記の理由により認定できませんでしたので通知します。

### 記

1 商品名

2 住 所

(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏 名

(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)

3 理由又は意見

「飛騨・美濃すぐれもの」認定内容変更届

岐阜県知事 様

住 所

(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏 名

㊞

(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)

「飛騨・美濃すぐれもの」認定要綱第11条の規定により、下記のとおり変更することとしましたので、その旨申し出ます。

1 商品名

2 認定番号 第 号

3 変更の内容及びその理由

【変更前】

【変更後】

(理由)

4 変更日 年 月 日

## 「飛騨・美濃すぐれもの」認定辞退届

岐阜県知事 様

住 所

(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏 名

㊞

(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)

「飛騨・美濃すぐれもの」については、下記のとおり認定を辞退することとしましたので、その旨申し上げます。

1 商品名

2 認定番号 第 号

3 辞退理由

## 「飛騨・美濃すぐれもの」実績状況報告書

岐阜県知事 様

住 所

(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏 名

㊞

(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)

「飛騨・美濃すぐれもの」認定要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

商 品 名	
認 定 番 号	第 号
認定商品の年間生産量 ・ 販売量の実績	
認定商品の年間販売額	円
広告宣伝、取材、販路拡大、物産展出展等の実績	
認定商品の商談実績等	

特記事項

--



### 「飛騨・美濃すぐれもの」事故等報告書

岐阜県知事 様

住 所

(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏 名

㊞

(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)

「飛騨・美濃すぐれもの」認定要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

商 品 名		
認 定 番 号	第 号	
認 定 事 業 者	住 所	
	氏 名 (事業者名)	
事 故 等 の 内 容		
処 理 結 果		
再 発 防 止 策		